

# 令和6年度（2024年度）第3回越谷市社会福祉審議会

## 児童福祉専門分科会会議録

令和6年（2024年）10月29日（火）

13:30～15:00

本庁舎8階第一委員会室

### ○委員定数（18名）

### ○出席委員（15名）

|         |        |                   |
|---------|--------|-------------------|
| 松本 實    | 委員     | 越谷市私立保育園・認定こども園協会 |
| 宮崎 大輔   | 委員     | 越谷市地域型保育連絡協議会     |
| 本田 香奈子  | 委員     | 越谷市私立幼稚園協会        |
| 石川 幸子   | 委員     | 越谷市医師会            |
| 会田 容子   | 委員     | 越谷市子ども会育成連絡協議会    |
| 中岡 朋代   | 委員     | 越谷子育てサークルネットワークの会 |
| 齋藤 紀義   | 委員     | 越谷市小学校長会          |
| 山室 舞    | 委員     | 越谷市PTA連合会         |
| 齋藤 宏之   | 委員     | 埼玉県越谷児童相談所        |
| 岡 桃子    | 委員     | 埼玉県立大学            |
| 宮地 さつき  | 分科会会長  | 文教大学              |
| 八田 清果   | 分科会副会長 | 埼玉東萌短期大学          |
| 日比谷 富貴子 | 委員     | 越谷地区労働組合協議会       |
| 久能 由莉子  | 委員     | 公募委員              |
| 根岸 千怜   | 委員     | 公募委員              |

### ○欠席委員（3名）

|       |    |                 |
|-------|----|-----------------|
| 村山 勝代 | 委員 | 越谷市民生委員・児童委員協議会 |
| 高橋 奨  | 委員 | 越谷商工会議所         |
| 相澤 靖子 | 委員 | 埼玉県立越谷西特別支援学校   |

## ○事務局出席者（１６名）

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 富岡 章   | 子ども家庭部長                  |
| 関 泰輔   | 子ども家庭部副参事（兼）子ども施策推進課長    |
| 豊田 裕二  | 子ども家庭部副参事（兼）保育入所課長       |
| 金子 豊   | 子ども福祉課長                  |
| 角屋 亮   | こども家庭センター長               |
| 小田 哲郎  | 保育施設課長                   |
| 小澤 正和  | 青少年課長                    |
| 山崎 健晴  | 福祉部 障害福祉課長               |
| 宮城 美由紀 | 保健医療部副参事（兼）健康づくり推進課長     |
| 佐久間 敏彦 | 子ども施策推進課 調整幹             |
| 市川 今日子 | 子ども福祉課 調整幹               |
| 三田寺 学  | 子ども福祉課調整幹（兼）児童発達支援センター所長 |
| 山崎 愛   | 保育入所課 副課長                |
| 菅野 佑也  | 子ども施策推進課 主幹              |
| 永田 達也  | 子ども施策推進課 主幹              |
| 渡邊 正広  | 子ども施策推進課 主査              |

## １ 開会（１３：３０～）

### （１）会議の成立について

越谷市社会福祉審議会条例第６条第３項の規定では、会議は委員の半数以上の出席で成立するものとされており、当日は委員総数１８名のうち１５名が出席しているため、会議が成立することを報告

### （２）委員等の紹介

各委員・各職員の紹介は、委員一覧並びに職員一覧及び席次表の確認をもって行った。

### （３）傍聴確認について

本審議会は、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第５条の規定に基づき、原則公開であることを説明し、当日の傍聴人は０人であった。

## 2 議事

### ○協議事項

#### (1) 第1期越谷市こども計画素案について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、次のとおり質疑・応答があった。

##### ・資料1のP1～2、資料3の計画の概要

委員：基本理念については、複数回にわたり訂正していただき感謝申し上げます。「みんなでこども・若者の現在（いま）と未来を応援（サポート）…」という文言の挿入について、子どもだけではなく、若者も地域の一員として社会が「共に育てている」というニュアンスがよりよくまとまっていると感じた。2行目の「～わたしらしく…」という文言からは、子どもの権利条約や児童憲章等を踏まえ、個人の尊厳を尊重するという印象を強く感じることができる。「遊べる・学べる・働ける・育める…」という文言について、ライフステージで言うと、「遊べる」は小さい子ども、そこから成長していく過程で「学べる」「働ける」が対象になると思う。「育める」は、その次の世代を意識した言葉なのか。「育まれる」の主体は小さい子どもたちになると思うが、「育める」の主体は若い世代の保護者となる。「育める」の対象について確認したい。

事務局：説明の中でもあったようにニーズ調査の自由記述のワードから、世代ごとに頻出の単語を抽出して並べている。「遊べる」から始まり、一定の年齢を超えると、「育てる」「子育て」などの意見が多かったことを受けて、「育める」は若い世代の保護者を対象にした表現となる。

委員：子どもが対象だと考えると、ライフステージとして「育める」を文頭に持ってくる方が時系列的にすっきりすると感じたが、今の説明で納得した。

議長：本計画では、子育て支援も大きな軸となっている。それを反映した基本理念になっている。

委員：8月の分科会の際は「あらゆるこども・若者が輝くまちをつくる」という記述だったものが、市民全体が輝くという趣旨に変わってしまったように感じる。本計画は、子ども・若者を対象としているので、「こども・若者が輝くまち」という表現を残したほうがよかったのではないかと。今回削除した経緯を説明していただきたい。

事務局：8月の段階では「こどもたち」という言葉と「こども・若者」という言葉があり、主語が2つ存在するため分かりにくいという意見があったため、1つに統合する形で整理したものである。

委員：趣旨は理解できたが「輝く」のは誰なのかということがぼやけてしまったように感じた。

議長：この件について他に意見はあるか。

委員：「みんなで」という言葉が文頭にあり、基本理念の説明文の最後にも「すべての人が輝くまちをつくれます」とある。そのため、子ども・若者ではなく、大人全体が輝くという印象になっている。子ども・若者のために策定されるというのが本計画の趣旨であると思うので、そこがぼやけるのはどうかと感じた。

議長：主体としての子どもが霞んでしまったという意見である。他に意見はあるか。

委員：1行目で大人が何をすべきか、2行目以降で子どもたちをどうしたらよいかという内容が示されているのではないと思う。そのため、周りの大人や地域の「みんな」で、子どもたちが輝くまちをつくり、応援するという意図があると理解した。

委員：気になって意見しただけであり、修正を求めるものではない。

議長：パブリックコメントでも意見が寄せられた場合は、事務局は再度検討していただきたい。一旦、基本理念については確定ということによろしいか。

委員：異議なし。

・資料1のP3施策体系、P4素案第5章、P5・6量の見込みの算出方法

議長：病児保育事業については「推計値より上方修正」されとの説明があった。サービスを提供する医師の立場から何か意見はあるか。

委員：正確な数字は把握していないため、個人的な感想になる。ここ数年、出生率が減少している一方で、乳幼児健診で医院を利用する方は多く、保護者に入所予定の保育所を尋ねると、聞いたことのない新しい保育所の名前を答えるケースが増えている。これは、以前よりも共働き家庭が増加していることが要因だと思われる。私も子どもが3人おり、保育所にお世話になったが、当時は病児保育というものはなかった。今は、感染症流行時期には、常時1日あたり1～2名程度の病児保育申請があり、急な病気でも公的な預け先があることは、保護者にとって非常に助かると思う。また、病児保育の利用者は毎回同じ方が多く、原因として、周知されていないあるいは職場環境がよくなって家で看られる方が増えていることの両方が考えられる。周知されているのかもしれないが、利用できる人が増えるといい。

議長：オンラインで仕事ができ、預けなくても何とかなっている家庭もあるかもしれない。一方で、病児保育の担い手の確保も重要な視点である。素案のP111に病児保育事業について書かれている。令和11年度では令和2年度と比較して3倍以上の確保を目指しているが、対応可能な保育所等の担い手が確保できる見込みがあるというに認識でよいのか。

事務局：現段階では、病児保育の提供先が確定しているということではない。医院への病児保育の申請、保育所利用の増加、および保護者の悩みとして仕事と子育ての両立に関することが多いというニーズ調査結果を踏まえると、子育てと仕事の両立をしやすい環境を作ることが大事だと考えている。

議長：病児保育の周知も重要である。他に意見はあるか。

委員：病児保育の担い手である医師の意見書提出に同行したことがある。いつ・何人来るか分からない状況に対して毎日運営することが求められるため、事業にかかる費用は思った以上に膨大であることを知った。利用者に対する周知は必要だが、確保方策として掲載するのであれば、担い手からの意見も聴取し、病児保育事業の大切さを説明できるようにしておいてほしい。

委員：病児保育事業は保護者目線で病気の子も預かってほしいというニーズから生まれるものだが、子ども目線からすると具合が悪いのになぜ家族と離れて預けられなければい

けないのかという気持ちがあると思う。病児保育事業の充実も需要だが、仕事を休んで病児の面倒を見た場合の手当等を手厚くすれば、保護者も安心して仕事を休むことができると思う。そういった市としての事業や支援はないのか。

議長：病児保育について他にはご意見はあるか。

委員：病児保育についてではないが、基本目標４に「こども・若者を地域全体で育む」、基本理念に「わたしらしく遊べる」という表現がある。また、分科会長から、冒頭のあいさつで、公園でボール遊びできない状況があるという話があった。こどもまんなか政策を受けて、子どもたちが自由に遊べる場所や新しい取組の具体例を掲載できないものか。本計画は、今まであった事業を割り振っているように見受けられる。「私らしく遊べる・学べる・育める」に当てはまる具体的なものを素案に盛り込んでいただけるとよい。

議長：全体に関わる意見だったので、後ほど事務局から回答していただく。病児保育について、事務局から回答をいただきたい。

委員：私共の法人でも病児保育を実施している。委員の方々の貴重な意見を拝聴し、それぞれの観点が大切だと感じた。運営面、働く保護者の子育てとの両立支援、および子どもの育ちの視点に立った時の考え方の３つのポイントがあると感じる。私の施設では定員５名で実施しているが、運営面からはかなり厳しく、市の助成金のおかげで何とかやっている状況である。少ない利用者に対し必要な時にニーズを満たすという、不測の事態に向き合うような事業であり、とても採算が取れるものではなく、福祉の政策の一環として実施する事業であると考えている。市ではこの観点に立って、今後も取組んでいただきたい。病児保育制度設立以前の働く保護者は、子どもの軽度な発熱・体調不良で保育施設に預けらず、大変な苦労があった。その後、病児保育事業が整備され、保護者の負担軽減や子育てとの両立支援の強化につながったと思う。今後もさらに充実させていただきたい。一方で、体調不良の子どもを病児保育室だけで担うという観点で捉えるべきではないと思っている。各家庭、企業、および社会を担い手として構成されるネットワークの中に病児保育室という機能がある、という状況を整備することが重要である。働く保護者の一面的な子育てを支援するだけでなく、子どもの育ちを同時に担保しているという観点をなくすことなく取組んでいただきたい。そうした考えがこの確保方策の数値に表れているものと思う。データは持っていないが、「病児保育」とは別に、長期療養している子どもの現況はどうなっているか。疾病により医療機関から出られない子どもが一定数いるものと思う。そうした子どもの存在も意識しながら、施設としてできる範囲で病児保育事業に関わっていきたいと考えている。

議長：子どもと保護者の双方に重要な事業である。長期的な視点を持ち、保護者を雇用する企業・事業者との連携についても、行政として意識していけるとよい。委員の意見は、医療的ケア児ではなく、単発的な病気やけがについての事業という認識でよいのか。

委員：ご指摘のとおりである。

委員：病児保育は、まず予約をして情報提供書をダウンロードし記入するといった手続きが

煩雑で、仕事を休んだ方が早いということもある。今は、コロナをきっかけにオンライン診療も増えている。特に、最初の子どもは心配事が多いと思うので、オンライン相談できるようなネットワークを作る必要もあると感じた。

議長：今の時代にあった取組みが必要ということである。事務局から、今までの意見を聴いて何か補足等はあるか。

事務局：運営面の厳しさについては、認識している。病児保育は保険に近いと言える。例えば、重要な会議があることが3～4日前に分かっていて、出席しなければならず、そのタイミングで子どもが体調を崩しているような場合、保育予約をするもので、前日に体調が回復した場合はキャンセルとなる。そうすると保育の体制を整えても利用につながらず、経営が難しくなることは理解している。国も財政面も含め強化の方針を打ち出している。「こども未来戦略」でも、子育て支援が謳われており、両立支援等を重要課題と捉えている。

また、委員の病児保育は1つの選択肢であるという意見ももっともである。病児保育は、児童福祉法や子ども・子育て支援法で盛り込むことが規定されていることから業務として確立されているものである。運用面の提案については、今後の検討事項として受け止めたいと思う。

さらに、委員のオンライン相談については、おっしゃる通りであると感じた。現在は病児保育のオンライン申請もできるようになっており、少しずつ進めているところである。実際にオンライン相談をどこが担うかについては、検討・調査が必要である。最後に委員の意見ももっともであり、計画に掲載している事業は、既存事業に近いものになっているが、記載されている以外の事業も存在している。計画に掲げている方向性実現のために、今後実施すべき事業があれば、掲載していない事業についても取り組む考えを持っている。現段階でやっている事業、来年度見込みがある事業のみを掲載しているという点をご理解いただきたい。基本理念の実現に向けて、掲載事業の目標が達成されれば廃止や縮小もありうる。計画の体制や進行管理も含め、既存事業だけではなく計画を推進していく考えである。

議長：完成版ではない状況ではあるが、このままパブリックコメントに載せるのか。

事務局：推計値を入れた上でパブリックコメント用素案として掲載したい。既存事業について、病児保育事業は説明のとおり、他は実績に基づいて、それ以外の実績のない事業は国の推計ツールを用いるということをご了承いただきたい。

議長：「こども・若者」という表記について、「子ども」「児童」「青少年」といったいろいろな表現がある中で選ばれた文言であるが、誤植だと思われることも懸念される。意図してひらがなにしていることをどこかで説明した方がよいのではないか。

事務局：「こども」という表記については、こども基本法の第二条に定義が載っている。こども大綱にも、参考例として、若者の定義が掲載されている。この考え方に沿って、本計画の表記について記載する予定である。具体的には、計画の中で「こどもとは…である」と明記していく。

委員：素案全体について、4点意見を申し上げる。素案P52「ヤングケアラーへの支援」

についての記載がある。P 8 1 (2)「不登校児への支援の充実」にあるスクールソーシャルワーカーの配置に関する事業を「ヤングケアラーへの支援」にも記載していただいた方がよい。また、P 4 8「現状と課題」の1つ目の◆に「児童の権利に関する条約」の4原則と記載があるが、厳密に言うと、括弧の中に書かれた内容は、児童の権利に関する条約に規定されている各種権利を4つに分類した内容を指すものであり、4原則とは法律上異なる。4原則か4つの権利、どちらの趣旨で述べるのか。4原則であれば「差別の禁止」「子どもの最善の利益」の話になる。使い分けを正確にさせていただいた方がよい。P 4 2 (1)「こども・若者の権利や安全のために」の3段落目「特に、こどものいじめや虐待については、こどもの生命に関わるため」とあるが、できれば「こどもの生命及び心身」という表記に変更していただきたい。いじめや虐待の被害により、自殺で命を落とす子もいるが、精神疾患を抱えて、その後の人生を苦勞するこども・若者が多くいる。命だけではなくこころと身体にも影響があるという趣旨での記述をお願いしたい。P 5 1 (5)「こども虐待防止対策の拡充」について、今すぐ計画に入れていただくのは難しいということは承知の上で意見を述べる。ここで書かれている内容は、虐待の早期発見・早期対応が中心となっており、一時保護をするのであれば、児童相談所に役割が移行することは承知している。一時保護後に家庭に戻れない場合には、他市の児童養護施設に入り（本市には児童養護施設がないため）、その後施設を出た後、親に頼れない子どもはとても苦勞することになる。早期発見・早期対応の後をどうするかについて、市の方針を検討していただきたい。

議 長：貴重な意見である。盛り込めるものは盛り込んだいただき、最後の児童養護施設出身者のアフターケアについて、市の方で検討していること、考えていこうとしていることがあれば回答していただきたい。

事務局：ただいまの意見は、大変重要な内容と認識している。アフターケアについては、ご指摘のとおり、法律による権限がどこにあるかがベースにあるものと思う。ただ、越谷市民である以上は、継続的にアフターケアをしていくメニューについても検討をしていかなければならないものと考えている。具体的に本計画に位置付けられるかについては、市としてももう少し調査研究し、どのようなメニューがふさわしいのか、効果的なもの、こども・若者の信頼を重ねた上で、できることを記述していきたい。

議 長：素案については、幾つか修正した上で、パブリックコメントに向けて準備を進めていただきたい。

## ○報告事項

### (1) こしがや「プラス保育」幼稚園事業について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、次のとおり質疑・応答があった。

委 員：プラス保育については保護者からも好意的な意見を多くいただいている一方で、預けたいが定員オーバーで預けられないという意見もある。越谷市独自の施策であり、草

加市や川口市からもプラス保育の問い合わせがある。周囲も関心を持っている施策なので、このまま続けてほしい。

委員：家族経営のコンビニにおいて、勤務していない自分の娘の子に対する保育を申請していたケースがあり、通報したことがある。子どもを預けるための審査はポイント制であり厳しいものであるがゆえに、抜け穴を掻い潜って保育を受けている実例を経験したので、厳重に今後も審査してほしい。

議長：必要とする家庭にきちんと保育を届けてほしいと思う。

委員：幼稚園でプラス保育をする場合、市から認定されたという通知を受け取って実施するのだが、明らかに仕事ではないのにプラス保育に預けるケースがある。就労証明書も様式が変わり、就労先の印鑑も不要になったため、保護者が勝手に書くことは可能である。プラス保育を適用するかしないか、保護者にどこまで追及すべきかの判断が非常に難しい。就労外とされても2号認定の場合は補助が出る。基本的に1号認定か新1号認定の方が利用するため、不公平さを感じる。

議長：プラス保育は就労が前提なのか。

事務局：基本的には就労が前提だが、他の理由で使う場合もある。通常の保育園の要件とは少し異なる。

議長：プラス保育の申請がグレーな場合は、どのように取り扱っているのか。申請が通れば、プラス保育ができるのか。

事務局：稀に情報提供がある場合もある。市としては、保護者の申請があれば、正しいものと理解し認定をする。就労証明書にも、記入事項に誤りがあれば保育を取り消されるとの注意書きもある。原則、出された証明書に関して追及することはない。何らかの情報提供があった場合は、確認し対応している。

委員：都内では、働いていなくても、延長保育や早朝保育ができる保育施設が多い。子育て支援につながるのであれば、市も広く優しい視点を持っていただきたい。リフレッシュのための延長保育、上の子の用事での利用等は子育ての負担軽減にもつながる。子育て世代を呼びこむためにも広く実施してほしい。文京区は、子育てに対して手厚い支援がある。保育利用がグレーな方々も何らかの理由で使いたいのだと思う。

議長：一時預かりとプラス保育の使い分けを明確にして、保育を必要とする人が利用できるようにした上で、リフレッシュ利用の拡充も必要になってくると思う。利用できないことで虐待の引き金にもなりうる。施策の拡充を検討していただきたい。

委員：プラス保育を幼稚園に申請して、定員に入れなかった場合、仕事ができなくなって幼稚園を変更する必要も出てくるので、プラス保育または働くことをあきらめる人もいた。プラス保育の可否は早めに通知されるのか、定員から漏れる人はいないのか。

事務局：プラス保育には定員がある。毎年9割程度が埋まっていて余裕はある。プラス保育は各幼稚園で選考している状況である。

委員：リフレッシュでの保育利用という気持ちは理解できる。そのためには、職員の充実が必要である。職員体制についても考えてほしい。

議長：定員であればよいということではなく、安心・安全に保育される環境を整えることが

重要である。

委員：保育利用の審査プロセスについて、条件に当てはまらない人は使えず、当てはまっていけないがうまく掻い潜って利用できる人も出てきてしまうという状況がある。もっと違うプロセスが取れないものかと以前から思っていた。例えば、配偶者と別居して今後どうするか考えたいという理由で放課後児童クラブ利用を申請したが、条件に当てはまらず利用できないという結果になり、民間の塾で対応していたという事例がある。私は都内の自治体でワーカーをしていたが、リフレッシュ等の理由でもショートステイが可能であった。先着順という違った問題も生じるが、リフレッシュ等で使えるのはとても有意義であると感じた。正当なものを利用条件として設定してしまうと、最も必要な人に行き渡ることになるのかという問題は、考えていくべき課題である。越谷市のショートステイの条件について、別の機会でもよいので教えてほしい。

議長：素案にもショートステイの記載がある。確認していただきたい。こども計画のなかでも、いろいろな事業を組み合わせながら底上げしていくかが重要である。子どもも保護者も充実した子育てができるような計画を策定していただきたい。

## (2) こども誰でも通園制度について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、次のとおり質疑・応答があった。

委員：子どものために行う事業ということだが、そもそも子どもが通園したくないという場合もある。月10時間の効果的な使い方を示してほしい。子どもはまず園に慣れることが大事であり、そこから、取組みに参加できる・できないという流れになると思う。こども誰でも通園制度は、保護者側ではなく、子どものためのものであるという、広報の打ちだし方も大事になると思う。また、預かりという言葉を使うと、一時預かりとの違いが分からなくなる。栃木県の保育園で、2023年から実施されている誰でも通園制度は「こどもはこども社会で育つ」ということをテーマに掲げて実施している。越谷市も概念的なものを先に出さないと、内容が伝わりにくい。考えを伺いたい。

議長：国の考えを聞きたいと感じていると思うが、事務局から説明していただきたい。

事務局：10時間という上限はまだ決定していない。議論を始めたところであるが、法律には10時間と書かれている。国は、保護者の支援の一時預かりと子どもの育ちを応援する子ども誰でも通園制度について、明確に違いを述べている。栃木県の例にもあるように、越谷市でも4か所と相談しながら、制度利用のためには理解してもらうことが重要だと考えているので、案内の仕方の重要性を受け止め、成果につながるように努力していきたい。

委員：今後、動き出して、情報収集しながら、会議での報告もあるかと思う。

## 3 その他

事務局から以下の事項について連絡

### (1) 令和6年度の事業予定について

令和7年1月に第4回の会議を予定している。また、内容を反映した計画案を令和6年12月5日から1月5日に意見公募を実施する。意見提出があればご報告する。

#### 4 閉会（～15：00）